第1回八街市農業委員会総会

平成26年1月21日 八街市農業委員会

平成26年第1回農業委員会総会

平成26年1月21日午後3時00分 八街市農業委員会総会を 八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- 1. 森 邦央
- 2. 長谷川英雄
- 3. 武藤 功
- 4. 宮部 操
- 5. 赤地達雄
- 6. 内藤富夫
- 7. 林 和弘

- 8. 鈴木勝雄
 - 9. 岩品要助
 - 10. 栗原十三男
- 11. 関口芳秀
- 12. 小山優一
- 13. 飛田育男
- 14. 瀬山晢信

- 15. 井口政直
 - 16. 中川利夫
 - 17. 井野 基
 - 18. 石井とよ子
 - 19. 関端 旭
 - 20. 菅野喜男
 - 21. 三須裕司
 - 22. 川野 繁

2. 欠席者

なし

3. 事務局

主 査 補 森 政幸 副 主 査 浅井久子

4. 議決事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

5. その他

〇麻生事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

〇川野会長

改めまして、皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いをいたしま す。

平成26年度第1回の総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

大分今日は暖かいのですけども、昨日まではものすごく寒く、こういうときこそ気を許すと 風邪を引きやすくなるので、十分気を付けていただきたいと思います。

作物では、ニンジン等が大分価格の点において良いようでございますが、何か話に聞くと量がとれないということで、まあまあ農家にとっては大変、よいかと思えばまた量がとれないと、量が当たるとやっぱりその割には安くなっちゃうのかなと、農家の収入はある程度全体で幾らかというのが決まっているのかなというような気がいたします。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、4条、5条本体で21件、農用地利用集積計画の承認5件、合わせまして26件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席人員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。麻生局長、お願いいたします。

〇麻生事務局長

それでは、会務報告をいたします。

まず、12月26日木曜日、午前10時から転用事実確認、現地調査を実施し、担当委員、 森副部長、井口委員出席のもと実施いたしました。

1月7日火曜日、午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施し、 担当委員は関端部長、長谷川委員、中川委員出席のもと実施いたしました。

1月8日水曜日、午前10時から農業振興地域整備促進協議会の現地調査に川野会長が出席 いたしました。

1月9日木曜日、午前10時から第1会議室において農業振興地域整備促進協議会が開催され、川野会長、三須副会長、鈴木部長、事務局からは森、宮内が出席いたしました。

1月16日木曜日、午後1時30分から部会現地調査及び転用事実確認現地調査を実施し、 出席委員は三須副会長、林委員、宮部委員、瀬山委員、井口委員、栗原委員出席のもと実施い たしました。

1月17日金曜日、午後1時30分から部会面接調査を第1会議室において開催いたしました。担当出席委員は三須副会長、林委員、宮部委員、瀬山委員、井口委員、栗原委員出席のもと実施いたしました。

以上で会務報告を終わります。

〇川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございません

(「異議なし」の声あり)

〇川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は議席番号19番、関端委員、20番、菅野委員にお願いをいたします。 議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

〇菅沼主査

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 番号1、区分、売買、所在、山田台字山田台、地目、畑、面積1,983平方メートルほか 1筆、計2筆の合計面積3,966平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。 義務者事由、農業経営の規模を縮小したい。

以上です。

〇川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。 1 番、森副部長、お願いいたします。

〇森副部長

それでは、議案第1号、1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告いたします。申請地については、市役所より南に12キロメートル、県道山田台岩富線を126号手前を通学道路左に約500メートル入ったところの養鶏場の裏にございます。境界は、石杭が入っていますので明確であります。現況は、適正に耕作されております。進入路は、市道に面していて支障はありません。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適するか否かについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター3台、耕運機7台、トラック、ダンプ、バン、軽トラ等で6台です。労働力は権利者及びその世帯員が3名で常時雇用が2名おります。年間作業従事日数は、権利者が300日、世帯員も平均300日、また技術力もあり、面積要件について下限面積の50アールをクリアしております。現在所有している農地は、全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模縮小をさせる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。その他の参考となることにつきましては、営農計画はトウモロコシを作付する予定であります。通作距離ですが、申請地は権利者の自宅から5分程度です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等に権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事 し、申請地を含めて全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は、農 地法第3条各号に該当しないことから、許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

〇川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。 (「質疑なし」の声あり)

〇川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

〇森主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違野、地目、畑、面積808平方メートル。転用目的、長屋住宅(2棟)用地。転用事由、アパート経営による安定した収入を得たい。農地の区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地の理由から、第2種農地と判断されます。

次に、番号2、所在、吉倉字新田、地目、山林(現況畑)、面積1,983平方メートル。 転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自 然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たい。農地の区分は、農業公 共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断され ます。なお、本案件は議案第3号、6番及び7番に関連しております。

次に、番号3、所在、沖字中沖、地目、畑、面積1,724平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積5,698平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たい。農地の区分は、10~クタールの広がりが見られる優良農地内に存在する農地の理由から、第1種農地と判断されます。

以上です。

〇川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、中川副部 長、お願いいたします。

〇中川副部長

それでは、議案第2号、1番について報告いたします。

申請地は市役所より北へ約1キロメートルに位置し、進入路は国道409号、公衆用道路により確保されております。農地区分は、第2種農地と判断します。一般基準ですが、計画面積は808平方メートル。資金は借入金。造成計画は埋め立てはなし。用水は市営水路、雨水に

ついては浸透、汚水・雑排水については合併浄化槽から蒸発拡散装置に流入し、処理する。防 災計画はブロック塀を設置し、雨水の流出を防ぐ。周辺は申請者の土地なので、特に問題ない と思います。

以上で報告を終わります。

〇川野会長

次に、2番ですが、議案第3号の6番、7番と関連しておりますので、あわせて調査報告を お願いいたします。井口委員、お願いいたします。

〇井口委員

では、議案第2号、番号2及び議案第3号、番号6と7は関連いたしますので、一括で調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から南西へ約6キロメートルに位置し、市道からの 進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の 生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの⑤の⑥に該当するため、第2種農地とし て判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は、太陽光発電施設用地と進入路用地ということで、太陽光パネル216枚を設置するための申請面積は1,983平方メートルであり、進入路としては、隣接する耕作用通路のそのままの状態で利用するとしており、面積は妥当と思われます。資金につきましては、借入金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等の権利設定はなく、土地改良受益地でもありません。事業計画ですが、用水は使用せず、雨水は砕石敷きにより自然浸透です。周囲にはコンクリートブロック積みとフェンスを設置し、隣地への雨水等の防止するとのことです。権利者は、今後、太陽光発電による収益増を図っていることから、妥当性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。 以上で調査報告を終わります。

〇川野会長

次に、3番について、林副部長、お願いいたします。

〇林副部長

それでは、議案第2号、3番について調査報告を申し上げます。

まず、申請地は市役所より南へ8キロメートル地点に位置し、進入路は市道に面し、確保されております。農地区分でございますが、事務指針31ページ、2の0の0 (1) に該当するため、第1 種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、計画面積の妥当性として、太陽光発電施設用地600枚用地として 適当と思われます。資金面につきましては、借入金にて賄われるということでございます。許 可後は速やかに目的に付くものと思われます。申請に関わる農地以外の土地を利用できる見込 みはないと思われます。次に、申請地における小作人はございません。周辺農地の営農条件へ の支障でございますが、災害発生のおそれはないと思われます。次に、農業用排水機能の支障 でございますが、申請地はなだらかな傾斜地でありまして底辺部に排水路がございますので、 この辺の支障もないと思われます。日照、通風等の支障もないと思われます。隣接農地の所有 者にも一応説明はされているということでございます。

次に、土地改良受益地についてでございますが、これは私の調査が遅れまして、現在調査中 でございます。

以上で調査報告を終わります。

〇川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。 (「質疑なし」の声あり)

〇川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の1番から13番までを議題といた します。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

〇森主香補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、使用貸借、所在、榎戸字長作、地目、畑、面積、1,517平方メートルの うち823.01平方メートル。転用目的、長屋住宅(1棟)用地。転用事由、アパート経営 により安定した収入を得たい。農地の区分は、第1種中高層住居専用地域内にある農地の理由 から第3種農地と判断されます。

次に、番号2、区分、使用貸借、所在、大関字横谷ツ、地目、田、面積、2,617平方メートルのうち688.90平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定

した収入を得たい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い 農地等の理由から第2種農地と判断されます。

次に、番号3、区分、使用貸借、所在八街字笹引、地目、畑、面積、215平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積252平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、家族4人で借家に居住しているが、今後のことを考え、妻の実家に近い当該申請地に専用住宅を建築したい。農地の区分は、10~クタールの広がりが見られる優良農地内に存在する農地の理由から第1種農地と判断されます。

次に、番号4、区分、売買、所在、八街字鍵袋、地目、畑、面積、395平方メートル。転用目的、倉庫用地。転用事由、現在運送業を営み、申請地の隣接地に倉庫を設置しているが、地形が悪く不便なため、当該申請地を倉庫用地として拡張し、業務の利便性を図りたい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から第2種農地と判断されます。

次に、番号5、区分、賃貸借、所在、八街字松ヶ久保、地目、畑、面積、437平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積2,931平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たい。農地の区分は、10~クタールの広がりが見られる優良農地内に存在する農地等の理由から第1種農地と判断されます。

次に、番号6及び番号7を一括してご説明いたします。

番号6、区分、使用貸借、所在、吉倉字新田、地目、畑、面積、3,041平方メートルの うち56平方メートル。番号7、区分、使用貸借、所在、吉倉字新田、地目、畑、面積、6,782平方メートルのうち20平方メートル。以上2件の転用目的、進入路用地。以上2件の 転用事由、太陽光発電事業に伴う進入路用地として利用したい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から第2種農地と判断されます。 なお、本案件は議案第2号、2番に関連しております。

次に、番号8、区分、賃貸借、所在、吉倉字髙木山、地目、畑、面積、9,695平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から第2種農地と判断されます。

次に、番号9から番号13までを一括してご説明いたします。

番号9、区分、売買、所在、沖字南沖、地目、畑、面積、294平方メートル。番号10、区分、売買、所在、沖字南沖、地目、畑、面積、955平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,050平方メートル。番号11、区分、売買、所在、沖字南沖、地目、畑、面積、1,487平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積3,972平方メートル。番号12、区分、売買、所在、沖字南沖、地目、畑、面積、495平方メートル。番号13、区分、売買、所在、沖字南沖、地目、畑、面積608平方メートル。以上5件の転用目的、太陽光発電施設用地。

以上5件の転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から第2種農地と判断されます。

以上です。

〇川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、三須副会 長、お願いいたします。

〇三須副会長

議案第3号、1番の調査報告を行います。

立地基準ですが、場所はJR榎戸駅より南に800メートルに位置します。公道により進入路は確保されております。農地区分は、事務指針28ページ、④の⑥の(6)に該当するため、第3種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本案件は、用途地域内の共同住宅1棟と駐車場用地823.01平方メートルということで、面積は妥当と判断します。資金は借入金にて賄う。造成計画は、埋め立ては行わず、整地のみとする。用水は上水道を利用。汚水・雑排水は合併浄化槽により処理し、側溝に放流する。雨水は宅地内浸透処理をする。工事中の防災計画は、必要に応じ防護柵、ネット等を設置し、資材搬入の際は警備員を配置する。隣接農地への被害防除柵は、隣接地側にはブロック及びフェンスで雨水等の流出を防ぐ。隣接農地への説明ですが、説明状況は隣接者1件で土地家屋調査士が説明し、異議がないということです。以上のことから、本案件は問題ないと思います。

以上です。

〇川野会長

次に、2番、井野委員、お願いいたします。

〇井野委員

1、申請地の位置及び接道状況について、主要道路成東酒々井線沿いの閉鎖したガソリンスタンドから約50メートル入ったところです。進入路は確保されています。農地の区分としましては、事務指針29ページ、⑤の⑥に該当するため、第2種農地とします。計画面積の妥当性は適当だと思います。資金については自己資金です。申請地における小作人等はないです。周辺農地の営農条件への支障ですが、災害の発生の恐れや農業用水機能への支障、日照、通風等の支障はないです。パネルを設置するためには、事業を行うためには整地のみで行い、埋め立てはしないそうです。その他、問題はないと思います。

以上です。

〇川野会長

次に、3番、岩品委員、お願いいたします。

〇岩品委員

それでは、議案第3号、3番についての調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南西に4キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、10ヘクタール以上の広がりのある第 1 種農地と判断いたしましたが、義務者は権利者の義理の父にあたり、事務指針 31ページ、②の②(エ)に該当するため、例外的に許可することができると思われます。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積252平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、自己資金及び借入金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画では切り土、盛り土はしないで整地のみとなっており、また隣接農地は義務者の農地であり、何ら問題ないと思われます。また、申請地は土地改良受益地でもありません。権利者は現在借家住まいであるため、申請地に専用住宅を建築したいとの理由もあり、必要性についても認められ、あわせて許可後速やかに事業を行うものと思われます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。以上で調査報告を終わります。

〇川野会長

次に、4番、5番、栗原委員、お願いいたします。

〇栗原委員

議案第3号、4番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から西へ約3キロメートルに位置し、既存の施設に接しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページ、⑤の⑥に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は倉庫用地ということですが、申請面積は395平方メートルで、既存施設9,472平方メートルの拡張用地であり、面積妥当だと思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。事業計画ですが、地盤はアスファルト舗装、隣接地との境界にはブロックフェンスを設置し、雨水は既存施設の貯留浸透槽を利用するため、隣接農地への雨水流出等の心配はありません。権利者は運送業や倉庫業を営んでおり、隣接する既存倉庫を利用する際の大型車両の敷地内動線をスムーズにしようとする計画であり、事業の必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。 続きまして、議案第3号、5番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から西南へ約4.5キロメートルに位置し、市道から公衆用道路を経て進入路は確保されております。農地性としては、10へクタール以上の農地の広がりが見られるため、第1種農地に該当することを確認しました。しかし、権利者は申

請地の近接に居住しており、事務指針の31ページ、 \odot の(エ)に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということですが、太陽光パネル762枚を設置するための申請面積は2,931平方メートルであり、面積妥当だと思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等権利設定に対して支障となるものはありません。事業計画ですが、太陽光パネル架台部分をコンクリート敷き、隣接地との境界にはフェンスを設置いたします。雨水は、敷地内で自然浸透させるスペースを設けるため、隣接農地への雨水流出等の心配はありません。権利者は、親が所有する農地を農業以外に活用する方法として太陽光事業により収益を得ようとする計画を立て、妥当性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。以上で調査報告を終わります。

〇川野会長

6番、7番は先ほど報告済みですので、8番、井口委員、お願いいたします。

〇井口委員

議案第3号、番号8、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から南方向へ約5キロメートルに位置し、市道から の進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団 の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの⑤の⑥に該当するため、第2種農地と して判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということで、太陽電池モジュール 2,4 4 8 枚を設置するための申請面積が 9,6 9 5 平方メートルであり、面積は妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等の権利設定はなく、土地改良受益地でもありません。事業計画ですが、用水は使用せず、雨水は砕石敷きにより自然浸透です。周囲にはコンクリートブロック積みとフェンスを設置し、隣地への雨水等を防止するとのことです。権利者である会社は、浄化槽保守や清掃業を営んでおりますが、新たに自然環境エネルギーに取り組み始め、今後太陽光発電事業を展開していくということから、妥当性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。以上で調査報告を終わります。

〇川野会長

次に、9番、10番、11番、12番、13番は関連しておりますので、あわせて調査報告 をお願いいたします。林副部長、お願いいたします。

〇林副部長

それでは、議案第3号、9番から13番まで関連しておりますので、あわせて調査報告を申 し上げます。 まず、申請地は市役所より南へ10キロメートル地点に位置し、進入路は市道に接続し確保 されております。農地区分でございますが、事務指針29ページ、⑤の⑥に該当するため、第 2種農地と判断いたしました。代替性はないものと思われます。

次に、一般基準でございますが、計画面積の妥当性として、太陽光発電設備812枚用地として適当であると思われます。資金面でございますが、自己資金にて賄う計画となっているようです。許可後は速やかに着手するものと思われます。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みはないと思われます。申請地における小作人及び賃借人はありません。周辺農地の営農条件への支障でございますが、申請地は産業廃棄物の埋め立て地であり、現状が遊休農地です。南側部分は工場の敷地であり、東側は山林、北側の隣接地は休耕地でありまして、太陽光パネルを現状のまま設置するだけでありますので、問題はないと思われます。それから、土地改良事業の受益地ではありません。

以上で調査報告を終わります。

〇川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。 (「質疑なし」の声あり)

〇川野会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。

次に、11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、11番については許可相当で決定いたします。

次に、12番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、12番については許可相当で決定いたします。

次に、13番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、13番については許可相当で決定いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時00分

〇川野会長

会議を再開いたします。

次に、議案第3号、14番、15番、16番、17番について、議題といたします。

この案件は部会案件です。農政部会1班に担当していただきました。班長の林副部長から報告をお願いいたします。

〇林副部長

それでは、議案第3号、14番、区分、農地造成、所在、八街字宮前、地目、畑、面積、3,223平方メートルのうち456.34平方メートルほか5筆、計6,634.29平方メートル。転用目的、土砂等の利用による農地造成。転用事由、申請地は傾斜地及びくぼ地で耕作に支障があることから、造成により耕作しやすい農地にしたい。一時転用期間は許可日から平成28年12月20日。

議案第3号、15番、16番、17番も関連しておりますので、14番から17番まで一括して調査報告を申し上げます。面接聞き取り調査を1月17日に第1会議室で行いました。当日、農政部会第1班、三須副会長、地区担当委員として栗原委員、事務局より森主査補、宮内さんにご出席をいただきました。

まず初めに、権利者が申請農地を埋め立て事業地として選定した理由でございますが、傾斜地で農作業がしにくいため、平たん化し、耕作をしやすくしたいとの要望が土地所有者からあったからということでございます。義務者につきまして、義務者は農地造成を行う理由及び埋め立て後の土地利用計画でございますが、農作業がやりにくいため、よい環境で耕作をしたい。作付計画及び出荷計画でございますが、コマツナ、ホウレンソウ、ニンジン、大根、落花生、トウモロコシ等を作付する予定だということでございます。出荷先につきましては、千葉青果及び農協などを予定しているということでございます。権利者の主な事業内容でございますが、農地造成の請負、埋め立て工事。会社の概要でございますが、年商8億円、従業員数4名、保有車両4台、そのうち社用車が3台です。10トンダンプ1台、その他重機等は全てリースということでございます。埋め立て工事の事業経歴及び事業実績でございますが、今申請地におきまして、八街市内で9カ所目ということでございます。佐倉市において5カ所、その他港湾の埋め立てを行っているということでございます。資金計画につきましては、自己資金で行うということでございます。

次に、事業計画でございますが、掘削の深さ及び盛り土、覆土の高さについて、面積は1万2,000平方メートル、量は2万9,000立方メートル、黒土を剥がし、天地返しにより戻すということでございます。排水計画でございますが、おおむね平たんなレベルで造成し、中央部分に浸透池、堰堤を設ける。隣接農地に対する被害防除対策でございますが、法面に関しては芝を吹き付け崩落を防ぐ。隣接農地所有者からの同意状況でございますが、埋め立て条例において承諾書をもらってあるということでございます。近隣住民に対する事業説明状況でございますが、周辺100メートル以内の住民に神田公民館で平成25年10月28日に説明

会を開いたということでございます。その他確認事項でございますが、法面の管理におきましては草刈り等を地権者が行う。農振農用地の畑が隣接しているので被害防除に気を付けてほしい。ダンプは延べ3,000台搬入、1日80台ということでございます。放射能検査につきましては、搬入土砂のサンプルを八街市で測定する。平均して掘削1メートルです。残土搬入後、1メートルを覆土する。搬入する土砂は東京都江東区東砂のビル新築工事現場から搬入するということでございます。特定事業は事前協議終了間近である。法面の高さは最大4メートルほどということでございます。その他文化財調査でございますが、許可後、八街市で掘り取り調査を行い、この場所においては、掘削は行わず、盛り土のみということでございます。

以上のことから、農政部会第1班といたしまして、許可相当と判断いたしました。 以上で調査報告を終わります。

〇川野会長

調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇川野会長

なければ、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、14番についての班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願い いたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、14番については許可相当で決定いたします。

次に、15番についての班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、15番については許可相当で決定いたします。

次に、16番についての班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、16番については許可相当で決定いたします。

次に、17番についての班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、17番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

〇菅沼主査

それでは、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、平成26年1月10日付で八街市長から農業経営基盤強化促進法第1 8条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字笹引、地目、畑、面積、8,999平方メートルのうち4,999平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は3年、新規です。

番号2、所在、小谷流字沢ノ台、地目、畑、面積、2,218平方メートルほか2筆、計3 筆の合計面積9,021平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

番号3、所在、榎戸字天神下、地目、畑、面積、5,190平方メートルのうち5,073.82平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1万172.82平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は10年、新規です。

番号4、所在、八街字長岡、地目、畑、面積、2,300平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積1万2,548平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は11カ月、新規です。

番号5、所在、八街字立野、地目、畑、面積、1万2,456平方メートルのうち1万656平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は4年11カ月、新規です。

なお、ただいまご説明しました番号 1 から 5 までの案件については、農業経営基盤強化促進 法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

〇川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇川野会長

ないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、2番については承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、3番については承認することに決定いたします。 次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、4番については承認することに決定いたします。 次に、5番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、5番については承認することに決定いたします。 以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。 ご苦労さまでした。

〇麻生事務局長

閉会を宣す。(午後4時15分)

議事録署名人

議 長

1 9 番

2 0 番